

チェチェン戦争・国家・人権 ——ナショナリズムとレイシズム——

渋谷 謙次郎

1. プーチン政権は、第二次チェチェン戦争を資源として国民の支持を調達し、連邦国家の求心性を確保しようとしてきた。だが、チェチェン戦争を媒介とするプーチン流「テロとの闘い」は、民族政策や人権の問題に影を落としてきた。折しも、ロシアのメディアでは、「クセノフォビヤ（ゼノフォビア、外国人嫌い）」、「ラシズム（レイシズム、人種主義）」、「エクストレミズム（過激主義）」、「民族的・人種的不寛容」といった用語が頻繁に飛び交うようになった。

すでにゴルバチョフのペレストロイカ時代から、社会の統制が緩んだこともあって、一部で過激主義的、排外主義的な団体やグループが活動し始めていたが、当時、「民族問題」や「民族間の矛盾」といった枠組で語られていた現象において顕著だったのは、非ロシア系諸民族のナショナリズムの高揚による国家の遠心化、分解といった現象であった。そうした現象はエリツィン時代のロシアにもみられた。しかし、第二次チェチェン戦争を境にロシアで際立ってきたのは、一方では続発する無差別テロ事件、他方では社会全体を覆う「愛国主義」的、排外主義的の空気であり、各地で続発しているマイノリティや移民、難民、「異民族」に対する差別や暴力行為などである。上記のような、メディアに登場する用語は、こうした近年の世相を反映している。

ロシア社会を覆う排外主義的傾向の背後には、例えば「スキンヘッド」や「ネオナチ」、「ナショナルボリシェヴィキ」の活動にみられるように、まず、反ユダヤ主義（アンチセミティズム）的な傾向がみられる。また、チェチェン人に対する——さらには「カフカース（コーカサス）系」や「中央アジア系」の住民などの非スラブ系住民や移民に対する——人種差別的な現象も深刻化してきた。

連邦議会下院によって任命される人権オンブズの年次報告書によると、モスクワおよびその他の大都市において1998年の春頃からカフカースや中央アジア出身者などに対する襲撃件数が急激に増加した。しかも多くの場合、ミリツィヤ（民警）は必要な捜査を行わず、捜査が行われる場合にも、人種差別的動機に基づいた犯罪ではなく、フリガンストヴォ（無頼行為）として認定する⁽¹⁾。

テロリストには屈しない、というのがプーチン政権の姿勢のようだが、人種差別的な暴力事件などには必ずしも毅然と対応できず、うやむやになるケースが多いといえる。

2. 2005年1月に連邦議会下院の会派「祖国」に属するアレクサンドル・クルトフ議員のイニシアチブで、ロシア検事総長宛に、ユダヤ人の宗教団体・民族団体の中に「過激主義的」なものがみられるとして、それらの活動を禁止することを要求する書簡が出された。19人の下院議員がそれに署名し（「祖国」議員14人、ロシア共産党5人）、在野の活動家などをあわせて署名が500人に達し、さらにロシア正教の聖職者などを巻き込み、署名が5000人にふくれあがったことから、「500人の手紙」、「5000人の手紙」などと言われた。この手紙や同様な声明、署名募集がロシア人の民族主義団体やロシア正教の新聞、インターネットのサイトなどに掲載された。こうした動向が、「反ユダヤ主義的」と各方面から批判を浴び、署名した多くの議員も弁明に迫られ、署名を撤回する者も現れた。だが、クルトフ議員は「ユダヤ人は納税者の金でロシアの他の諸民族への敵意を吹き込んでいる」と述べ、また署名を認めたニコライ・エゼルスキー共産党議員は、「大企業や銀行業の領域でのユダヤ人の特権的地位」を批判した⁽²⁾。

反ユダヤ主義に関しては、エリツィン時代に頭角をあらわした、いわゆるオリガルヒ（大実業家、大資本家）の多くがユダヤ人であったこともあって、オリガルヒに対する反感感情と反ユダヤ主義とは互換性をもっていた。実直なロシア人像というものに対して、「商才に長けた」、「抜け目ない」、「ずるがしこい」、「商人資本的」、「売国的」なユダヤ人像を対置するという、お決まりのレトリックも繰り返されてきた。プーチン時代になると、かつてエリツィン時代に政治に介入してきたオリガルヒに対する風当たりが強くなり、（ベレゾフスキー氏のように）事実上国外追放されたり、（ホドルコフスキー氏のように）逮捕され裁判にかけられたりしている状況を目の当たりにして、反ユダヤ主義者達は多少なりとも溜飲を下げたはずである。

なお、ロシアにおけるユダヤ人の人口は、2002年の国勢調査では約23万人であり、全人口の約0.16%に過ぎない⁽³⁾。ソ連時代の1970年代からイスラエル移住を希望するユダヤ人の出国が続き、1989年の国勢調査ではロシアのユダヤ人が約54万人であったから、そこからさらに減少していることになる。ユダヤ人の数が減少すればするほど逆に反ユダヤ主義的言説が激しくなるというパラドックスが、ここロシアでも繰り返されている。

ロシアの世論調査機関「レバダ」が2005年11月に公表した「ロシア国民の他民族に対する見方」によると「カフカース出身者」に対する否定的な感情が回答者の50%にのぼり、その他、中国人（46%）、ベトナム人（42%）、旧ソ連中央アジア共和国出身者（31%）、ジブシー（30%）で、ユダヤ人は18%にとどまっている⁽⁴⁾。これらの結果から、人権団体モスクワ・ヘルシンキグループの報告書「2005年度ロシア連邦における人種主義、外国人嫌い、反ユダヤ主義、民族差別」は、ロシア国民の間での反カフカース、反中国（もしくは反中央アジア）感情が反ユダヤ主義感情をしのいでいることを指摘している⁽⁵⁾。

もっとも、北カフカースを故郷にもつチェチェン人に対する見方も、反ユダヤ主義と決して無縁ではない。しばしばチェチェン人も、「マフィア」、「商才に長けた」といったイメージに重ねられてきたからである。また、南カフカース出身のアゼルバイジャン人も、モスクワなどでしばしば人種差別的暴力事件の標的になっていることが、各種人権関連の報告書などで指摘されてきた⁶⁾。ロシアでは——ロシアに限ったことではないが——「儲けている」こと、あるいは「商人」的なものに対する人種差別的な感情が根強い。むしろ「儲けている」人や商業に従事している人がすぐさま差別の対象になるわけではなく、それが特定の民族集団（とりわけ都市で独自のネットワークやコミュニティを形成している移住マイノリティ）の表象として一人歩きするやいなや、人種主義的な視点が流れ込むのである。

ところが、実際にはカフカース出身者は、モスクワなどの大都市で建設現場の労働に従事しているようなケースも多く、ある集団を特定の職業や文化的パターンに短絡させるところに人種主義の特徴があるといえるだろう（「民族主義」というものが、いわば当該集団の「自己意識」＝＜対自的＞であるのに対して、「人種主義」とは、いわば他集団に向けられる視線＝＜対他的＞のことであるといえる）。

3. チェチェン人に対しては、近年、「テロリスト」という新たな人種主義的表象が加わる。また、ロシアのメディアでは「イスラムフォビア」（イスラム嫌い）という用語も時折みられるように、カフカース出身者や中央アジア出身者に対する否定的感情の背景には——当地においてイスラム復興運動、あるいは国外から流入してきた「ワッハービズム」と呼ばれるような原理主義的な影響が部分的にみられることもあって——イスラムのファクターもからんでいると思われる。プーチン政権も、チェチェンがらみとされるテロ事件やチェチェン武装勢力と、「アルカイダ」や「国際テロ」とを、むすびつけてきた。

チェチェン人は、比較的近い過去の歴史に関していえば、スターリン時代に対独協力の嫌疑で「敵対民族」のレッテルを貼られ、中央アジアへの強制追放や自治共和国（チェチェン＝イングーシ自治共和国）の廃止などの苦難を歩んできたことで知られている。フルシチョフ時代に自治共和国が復権され、チェチェン人の故郷帰還が進んだ後も、すでに流入していたロシア人住民などと比べて周回的労働に甘んじるなど、不遇であった。しかも、正規の労働にありつけないケースが多かったため、インフォーマルな仕事によって生計を立てる者も多く、裏返していえば、後に商才を発揮して富をなす者も出てきた（こうした背景が、ロシア人の中でチェチェン人＝「マフィア」というステレオタイプを生み出す要因ともなったといえる）。

それにしても、多くのチェチェン人は、ソ連解体後、今日にいたるまで、二次にわたるチェチェン戦争、そして首都モスクワや南部で続発したテロ事件を通じて、さらなる苦難が待ち受けているとは、よもや思わなかったであろう。

エリツィン時代に旧ロシア最高会議議長を務めたチェチェン人のルスラン・ハズブラートフは、後にソ連時代を回想して「長い間、われわれの社会には深刻な民族間対立の根拠はないとみなされてきた。そしてこのことは、国家の嚴重な抑圧機能の存在にもかかわらず、実

情を反映していた。民族政策に関してソ連が達成したことは特筆すべきものであり、社会主義時代の人々の現実の平等は事実でもあり、このことを無視することはできないであろう」と述べている⁽⁷⁾。むろん、ハズブラートフは、一定の諸民族に対する権力側からの「不信」は残り、とりわけチェチェン人がその対象になったということを付け加えている。とはいえ、チェチェン人であるハズブラートフをして、ソ連の民族政策にもみるべきものはあったと吐露させていることは、現代ロシアにおけるチェチェン戦争と、それがもたらした問題が、スターリン時代の強制移住と比しても、いかに凄惨なものであるかを物語っているだろう。

ハズブラートフは、現代のロシアのメディアにおけるカフカース出身者の取り扱い方について次のように苦言を呈す。

もしカフカース系民族出身者によって犯罪がなされる場合、レポーターは必ずといっていいほど「カフカース系民族の犯人」と報道するが、いかなる時でも決して「スラブ系民族の犯人」という言われ方はなされない。これは国家による意識的かつ明白な分離主義の志向の現れであり、こうしたことは現代ロシア以外で出会ったことがない。このようにして、国家は自らを攻撃して、自壊させているのである⁽⁸⁾。

ロシアは、単にチェチェンの分離主義を抑止しようとするだけでなく、パレスチナ問題の比喩を用いれば、チェチェン人に対して「分離壁」を築いていることにもなる⁽⁹⁾。これは、民族政策としては、末期的と言わざるをえない。

人権団体メモリアルの報告書「モスクワにおける民族差別」は、首都モスクワの大衆紙において、とりわけ北カフカース、ザカフカース（南カフカース）、中央アジア出身者が、モスクワ住民を脅かす余計物として、さらには危険で「犯罪をおかす民族」として表象される傾向を指摘している。「カフカース風の容貌の犯人」、「われわれはなぜ彼らを好まないか」、「ギャング的民族の一員」、「モスクワを新たにロシア化すべき時が来た」、「第二の蒙古襲来」、「チェチェン人再来」、「地元住民は近々少数派になる」といった刺激的タイトルが紹介されている⁽¹⁰⁾。

4. チェチェン戦争に関連する人権侵害は、人権団体による報告書によって、頻繁に指摘されている。

最も凄惨な人権侵害は、他ならぬチェチェン共和国において掃討作戦を行っているロシア軍によって非武装の住民が誘拐、拷問、殺害されるようなケースである。ただし、チェチェン人はロシア全土に散らばっているため、各地域でチェチェン住民に対する様々な人権侵害が行なわれてきた。

中でもメモリアルは、「ロシア連邦におけるチェチェン住民の状況」という最もまとまった年次報告書を出している⁽¹¹⁾。

まず、第二次チェチェン戦争の勃発によって、チェチェン共和国内の住民が大量に難民化した。当初、チェチェン人にとって、共和国外で最も安全と感じられるところが、文化的

にも民族的にも近い隣のイングーシ共和国であった。ところが2002年以降、イングーシにおけるチェチェン難民キャンプの閉鎖が行なわれ始め、2004年夏には難民キャンプが完全に除去された。つまり難民となったチェチェン人が、身の安全が保障されない、ロシア軍の掃討が事実上続いているチェチェンに、帰還させられたことになる。スターリン時代にはチェチェン人が強制的に故郷から追放されたが、プーチン時代にはチェチェン難民が強制的に故郷に戻されたわけである（ただしイングーシ当局の公式見解ではチェチェンへの帰還は「自発的」なものであった）。

また、ロシアの各都市では、チェチェン人を含めた「異民族」に対するミリツィヤ（民警）の取締りが強化されてきた。その手法が人権侵害や民族差別の温床となっているが、そもそもそうしたことが可能となっている背景には、ソ連時代から継承されているパスポート（国内旅券）制度がある。

内務省が発効するパスポート（現行規定では14歳に達した市民に交付）は、あらゆる社会生活上のニーズ（教育、就職、婚姻届、選挙権行使、医療、運転免許取得、社会保障等）を満たす際に必要となる身分証明である。市民はパスポートを提示して現住所の他、移転先や一時滞在先の住所の登録を、当該地域の内務省出先機関に出頭して、受けなければならない。未登録は行政罰の対象ともなり、発覚した場合、ミリツィヤによって拘束されることもある。この制度は、権力による住民の動向の把握とコントロールを可能とするものである。

ただしソヴィエト時代と異なって、現在のロシア連邦憲法では移動の自由および居住地の選択の自由が「人権」として保障されている。しかし、実際には、各連邦構成主体レベルでそれらの自由に様々な障害が設けられている。こうしたパスポート制度を通じた権力と住民との関係において、標的にされやすいのが民族的少数者でもあり、チェチェン人などが移転先や一時滞在先で登録を拒否されるようなケースが相次いでいる。

そのため、モスクワに滞在する大半の難民や、戦地から逃れてきた者などは、知人や親類のもとに身を寄せていたり、間借りして暮らしており、しかるべく地位の認定を受ける可能性もなく、住所や一時的滞在の登録もなく、権力の目からみると「不法移民」ということになってしまう。さらに、パスポート登録の窓口において「チェチェン人は登録できない」と直接口頭で伝えられることもある⁽¹²⁾。

1999年9月にモスクワでアパート連続爆破事件が起きた後、モスクワ市およびモスクワ州は、住所の登録を行っていない者に一週間以内に登録を行なうように義務付けた。9月26日までに約10万5千人が登録のために出頭したが、そのうち2万人が登録を拒否された。大半のロシア人（ルースキー）の登録は認められたが、多くのアゼルバイジャン人、アルメニア人、グルジア人、南カフカースや北カフカース出身者は登録を拒否された。チェチェン人は、登録に必要な書類が全て揃っていても、大半が登録を拒否された。登録を拒否された者は、書面で首都を退去するように通告された⁽¹³⁾。

その他の連邦構成主体、とりわけチェチェン共和国と隣接するスタブロポリ地方や、北カフカースのカバルダ＝バルカル共和国では、道路や駅で検問が行なわれ、チェチェン人の流入が阻止された⁽¹⁴⁾。

チェチェンはロシアの不可分の構成単位というロシア側の公式的見解からすると、チェチェン住民もまた「同じロシア国民」である。ところが、ロシア全土に起きているチェチェン住民の待遇は「外国人」の境遇をいっそう劣悪にしたようなものであるといっても過言ではない。かつて、植民地住民というのは対外的には「自国民」であり対内的には「外国人」であるということがいわれたが、同じことが現在のロシアにおけるチェチェン人の境遇などにもあてはまる。

以上、メモリアルやヘルシンキグループなどの人権団体の資料をもとにチェチェン人の人権侵害の一端に触れたが、ソ連時代と異なって、様々な人権団体が公式的に活動していることは特筆すべきことである。とりわけ、ソ連時代の「地下出版」と異なって、人権団体の資料、報告書がインターネットで発信されることの意義は大きい（もちろん、反面、人種差別や民族対立を煽るサイトや情報も増加しており、われわれは反差別と差別の双方のせめぎあいを垣間見ることになる）。プーチン政権は、差別や暴力を煽る「過激団体」の規制を強めているが⁽¹⁵⁾、他方で、政権批判的な人権団体などの動向にも目を光らせており、総じてNGOに対する国外からの資金流入などにも規制を加えようとし、そのことが市民社会を窒息させるのではないかと批判されることもある。むしろ社会を全体主義的に統率するというのはもはや不可能であるし、現在のロシアが全体主義体制というわけではないが、その代わり、公式的には法の支配や人権尊重を掲げつつ、実質的には権威主義化し、そのことが人権に深刻な影響を与えている現在のロシア国家の体質を今後も注意深く見ていく必要があるだろう。その際、各種人権団体の発する情報は大変貴重である。

5. かつてペレストロイカ時代に、ソ連全土で「民族問題」や「民族間対立」が顕在化し、そのことがソ連邦解体の一因にもなった。ゴルバチョフによる「刷新された連邦」の目論見は失敗したが、それでも、最後まで（1991年の保守派クーデタの時期まで）ぎりぎりの交渉が続けられたのであった。とはいえ、それに先立つ1991年1月のリトアニア・ラトヴィアで起こった、独立を阻止しようとする連邦内務省特殊部隊による散発的な武力介入は、「ペレストロイカ」にとって致命的であり禍根を残したといわれる。

ところが、ソ連解体後のロシアにおけるチェチェン軍事介入は、規模や犠牲者の数の面で、1991年1月の武力介入の比ではない。もっとも、ゴルバチョフの「刷新された連邦」構想が、ソヴィエト連邦を構成した「主権国家」の連合に近かったのに対し、ロシア連邦憲法におけるチェチェンの位置づけは、あくまでもロシアの自治単位に過ぎないとされてきた。

ただし、そこにも紆余曲折があった。ソ連における非ロシア系諸民族の「民族自決権」や、それらの諸民族の名称を冠した共和国や自治共和国の「主権」要求は、ソ連解体に前後して、ロシア連邦内にも飛び火し、エリツィン時代のロシア連邦は、国家の遠心化に苦慮していた。しだいに、「民族自決権」や連邦構成主体の「主権」は、ネガティブにみられ、プーチン時代には、連邦国家の求心性確保のための一連の政策が、大統領令や法改正を通じてなされていった。連邦憲法裁判所も、ロシア連邦構成共和国の憲法に残存する「主権」規定に次々と

違憲判断を下していった。かつて強度な「主権」を要求し、ロシア連邦との対等な条約的關係を主張していたタタルスタンやバシコルトスタンも、従来のような「主権」を標榜しなくなった。「主権」を奪還したロシア連邦は、その威力を、チェチェンをスケープゴートにして、内外に示してきたのである。チェチェン戦争やそれに関連する人権侵害についての国際社会からの非難については、「内政干渉」でかわし、しかも9・11事件以降のグローバルな「テロとの闘い」がプーチン政権の追い風になった。

ロシア連邦の「主権」の優越性確保と関連して、現代ロシアでは、民族政策の分野において、ある種の言説やパラダイムの転換が試みられてきた。例えば、旧ソ連やロシアで「ネーション（ナーツィヤ）」や「ナショナリズム（ナツィオナリズム）」という、それは「国民」や国家全体のナショナリズムのことではなくて、「民族自決権」と結びつく個々のエスニック集団、「エスノナショナリズム」を意味していた。しかし、ロシア国家全体の求心性を目指すため、民族・エスニシティの違いを超えた（市民的）「ネーション」、「ナショナリズム」の確立の必要性、さらには「分離主義的」ニュアンスをもつ「民族自決権」ではなく、差異を認知したうえで国民統合を目指す（英米由来の）「多文化主義」の意義などが、民族問題の専門家や民族政策の立案者によって積極的に語られるようになった。

むろん、そうした民族政策のパラダイムは、比較的リベラルな視点からの理念的提言であり、現実にロシアがそのように向かっているわけではない。

エリツィン時代に大統領の顧問を務めたことのある民族政策の専門家パインは、現代ロシアにおける国家と民族の関係を、「振り子」の比喻で分析している。つまり、本稿の冒頭でも触れたように、かつてペレストロイカ時代からエリツィン時代にかけて、振り子が非ロシア系諸民族の民族主義の側に振れていたとすれば、近年はむしろ多数派のロシア人（ルースキー）の民族主義の側に振れているということである⁽¹⁶⁾。後者は、例えば、「ルースキーのためのロシア」といったスローガンや、ロシア正教の至上性、スラブの優越性などを掲げる在野の団体やそれらの運動が増長していることに見出される。

パイン自身は、リベラルなネーション・ナショナリズムの形成という志向性にコミットしているため、近時の状況は、はなはだ憂慮すべき状況にあるということになる。市民的なネーションや市民的ナショナリズムの形成、そしてそれらと調和する「多文化主義」といったリベラルな視点は、かつてのような「民族自決権」や「主権」の連鎖がもたらした結末を克服しようとすることでもあり、なおかつ、ロシア人（ルースキー）の優越性といった排外主義的傾向にも与しないという意味で、中間的立場に位置する。プーチン政権も、多民族国家をまとめあげる立場にある以上、公式的には、「多文化主義」なるものを掲げているわけではないが、どちらかという中間的立場に位置しており、一方で「分離主義」を抑止しロシア連邦全体の主権の優越性を掲げつつ、他方でロシア人（ルースキー）中心のナショナリズムや一部の「ネオナチ」や「ナショナルボリシェヴィキ」などの排外主義的動向にも神経を尖らせている。

もっとも、プーチン政権の下での第二次チェチェン戦争や「テロとの闘い」は、排外主義的動向を活気付けてきたともいえる。現在のロシア社会は、かつてのソ連やエリツィン時代のロシアにもみられなかったくらい、チェチェン人はもとより、「コーカサス系」、「中央ア

ジア系」などに対する権力の側からの差別待遇が強まっている。それらが、国民の間での差別、偏見の増長、過激集団による暴力事件などと相乗効果をなしているのである。プーチン政権は、チェチェン戦争を引き金に自らがもたらしてきた排外主義的動向と闘う破目に陥っているのである。

また現在のロシア連邦議会では、チェチェン戦争に反対したようなりベラル派（「ヤプロコ」や「右派同盟」）が比例区で議席を獲得できず、プーチン与党（政権党）である「統一ロシア」以外の、「祖国」やロシア共産党、自由民主党などが、いずれも現在のロシア社会における排外主義的動向に有効に対処できるどころか、逆に排外主義的、「愛国主義」的なパフォーマンスや言動をすることで知られている⁽¹⁷⁾。

さらにいえば、首都モスクワやロシア南部で続発してきたテロの当事者とされているチェチェン武装勢力の一部も、国外の「ワッハービズム」の影響を受けて過激化してきたといわれ、そのことがプーチン政権によって「国際テロ」の文脈に流し込まれ、プーチン政権の非妥協的対応に拍車をかけてきた。つまり、チェチェン武装勢力と「テロとの闘い」を遂行するプーチン政権およびそのとりまきの「シロビキ」（旧 KGB を出身母体とする武力・治安関係担当責任者を指す）の双方が（第二次チェチェン戦争およびノルド・オスト事件やベスラン事件にみられるように）過激化してきた。これらは、かつてのような「民族自決権」や連邦構成主体の「主権」への対応といった枠を超えてしまっており、双方の間の溝が深いと同時に、双方はそれぞれ「敵」をレゾンデートルに延命を果たしてきているという相互依存関係がみられる。

6. ロシアという国家は、ソ連が解体するまで、歴史上、一度も国民国家の形成に直面したことがなく、ソ連時代のロシア（ロシアソヴィエト連邦社会主義共和国）はむしろソ連の中に埋没しており——裏返していうと、ロシアにとってソ連とは自らの手足の延長であった——旧ソ連を構成した周辺の民族共和国のような自決権思想、国家的・民族的アイデンティティはロシアには希薄であった。ソ連が解体した後も、ロシアは、その規模や多民族構成において、さながらミニ帝国的であり、その中での国民国家形成は容易ではない。

例えばアメリカの論者は「アメリカ国民とは何か」ということを執拗に問いかける。それに対して、例えばウォルツァーのようなりベラル左派の論者であれば、特定の民族的・宗教的衣装ではなく政教分離や公と私の分割にもとづいた「多様性」といったメタレベルでのアイデンティティに託すことになる⁽¹⁸⁾。ウォルツァーのような論者は、近年のアメリカの右傾化を憂慮しつつも、国民的アイデンティティを導き出す際に、移民国家としてのアメリカ合衆国という特殊性、すなわち先住民などを除けば、民族・エスニシティと大地とが切り離された世界という歴史的背景を強調するが、その対比として持ち出すのが、旧世界すなわちヨーロッパ、なかでも民族と大地とが直結して紛争や分離主義を生み出している東欧からロシアにかけての「部族主義」である。そうした対比がどの程度正しいのか、議論の余地はあるが——つまりそうした対比に立脚すると、東欧やロシアの住民があたかも過度に偏狭な「部族主義」的アイデンティティに閉じこもっているかのような虚像を生み出してしまふき

らいがある——ソヴィエト連邦という、「民族自決権」のイデオロギーに支えられた多民族連邦制が、後の民族紛争と国家的不安定の前提条件を作り出し、それが外部に「部族主義」の抗争として表象されてきたのは事実である。

それゆえ、現代のロシアにおけるリベラルなネーション・ナショナリズムの確立論者の中には、アメリカの国民統合の経験などをも参照しつつ、場合によって民族＝地域原理の混入した多民族連邦制の改変を望む者もいる（その最も単刀直入な結論は「民族共和国」の廃止である）。しかし、それはそれで、非ロシア系諸民族の民族感情を逆なでしてしまい、ロシア人中心のナショナリズム（「ルースキーのためのロシア」）とも親和性をもつため、ジレンマを抱え込んでしまう。

いずれにしても、現代のロシアでは「ロシア国民とは何か」、あるいは、そこにどのようなアイデンティティを託すかという問題は、「アメリカ国民とは何か」という問題以上に、先鋭的な問題となっている。フランス人のエルネスト・ルナンが1882年に講演した「国民とは何か」によると、「忘却」というものが国民創造の本質的因子であるという⁽¹⁹⁾。つまり過去の地域対立や種族間の殺し合いなどの歴史的記憶を乗り越えていくことが、国民創造にとって重要だということである。むしろ、現代において、過去の歴史の「忘却」というのは、反動的な意味合いを持ち、例えば「アメリカ国民」の形成の歴史に際して、先住民の虐殺や黒人奴隷制度、人種隔離政策などを「忘却」することは許されないことになっている。

現代のロシアに関していえば、チェチェン戦争のような惨事を「忘却」して、共通の「国民」を形成していくことがそもそも可能だろうか。現在では、プーチンの権威主義的体制の下で、（必ずしも公正とはいえない選挙によって）チェチェン共和国で親口政権が樹立され、「現地化政策」が行なわれているが、チェチェン戦争とそれがロシア社会にもたらした傷は、今後、「忘却」されていくどころか、執拗に回帰していくに違いない。

注

- (1) Права и свободы личности. Деятельность Уполномоченного по правам человека в Российской Федерации О.О.Миронова. 1998-2003. Москва, 2003. С.337. なお、ロシア連邦刑法第282条は人種差別的な扇動や暴力の犯罪を規定しており、同第213条はフリガンストヴォ（武器や凶器を使用して社会秩序を乱し、または社会に対するあからさまな侮辱を表明すること）の犯罪を規定している。
- (2) Сергей Степанищев, Семен Чарный. Национализм, ксенофобия, антисемитизм в государственной думе РФ. Обзорный доклад Московском бюро по правам человека. 1995.
- (3) Всероссийская перепись населения. Том 4, Книга 1. Москва, 2004.
- (4) <http://www.levada.ru/press/200511.html> なお、この「ロシア国民の他民族に対する見方」の質問事項は、正確にいうと、「次の民族に属する住民をロシアの領土への居住を制限すべきかいなか」である。46の連邦構成主体の128の地で1880名のロシア国民を対象に行なわれたと記されている。
- (5) Расизм, ксенофобия, антисемитизм, этническая дискриминация в Российской Федерации в 2005 г. Обзорный доклад Московского бюро по правам человека.

- (6) 1998年5月7日にモスクワの市場でアゼルバイジャン人の若い商人がネオナチのメンバーとみられる者達によって殺害された。それはミリツィヤ（民警）達の目の前で起きたが、ミリツィヤ達は介入しようとしなかった。ほどなくして、人種差別的暴力に抗議するアゼルバイジャン人の商人達のデモが起きたが、解散させられ、デモの参加者は殴打された。Права и свободы личности. Деятельность Уполномоченного по правам человека в Российской Федерации О.О.Миронова. 1998-2003. Москва, 2003. С.337-338.
- (7) Руслан Хасбулатов. Государство, политика и сепаратизм. Независимая Газета, 14.12.00.
- (8) Там же.
- (9) ロシアの新聞も時折「北カフカースにおいて彼ら自身の“ハマス”が出現してしまふ」という具合にパレスチナ問題の類推を用いることがある。Шамиль Бено. На Кавказе появится свой ХАМАС. Независимая Газета, 31.10.05
- (10) Этническая дискриминация в Москве. Доклад правозащитного центра Мемориал. Москва, 1999.
- (11) Правозащитный центр «МЕМОРИАЛ», Сеть «Миграция и Право». Под редакцией, С.А. Ганнушкиной. О положении жителей Чечни в Российской Федерации, июнь 2004 г. — июнь 2005 г.
- (12) Этническая дискриминация в Москве. Доклад правозащитного центра Мемориал. Москва, 1999.
- (13) О соблюдении Российской Федерацией Международной конвенции о ликвидации всех форм расовой дискриминации. Правозащитный Центр "Мемориал" (Москва) при участии Сети российских НПО по противодействию расизму и дискриминации. Москва, 2002 г.
- (14) Там же.
- (15) 中心となる法律は、2002年7月25日に制定された連邦の法律「過激活動取締法」である。
- (16) Э.А.Паин. Этнополитический маятник. Москва, 2004.
- (17) 詳細については、Сергей Степанищев, Семен Чарный, Национализм, ксенофобия, антисемитизм в государственной думе РФ (Обзорный доклад Московского бюро по правам человека).
- (18) М・ウォルツァー (古茂田宏訳) 『アメリカ国民であるとはどういうことか』 ミネルヴァ書房、2006年。
- (19) E・ルナン他『国民とは何か』 インスクリプト、1997年。